

国民健康保険税改正のお知らせ

地方税法施行令などの改正に伴い国民健康保険税の賦課限度額および軽減範囲を、次のとおり改正しました。

○賦課限度額の改正

基礎分、後期高齢者支援金分および介護納付金分の賦課限度額の上限を引き上げました。

区 分	平成 26 年度まで	平成 27 年度から
基礎分保険税 対象：75 歳未満の方全員	510,000 円	520,000 円
後期高齢者支援分保険税 対象：75 歳未満の方全員	160,000 円	170,000 円
介護納付金分保険税 対象：40 歳以上 65 歳未満の方全員	140,000 円	160,000 円

○軽減の拡充

低所得者に対する保険料軽減措置のうち、均等割・世帯割の 5 割・2 割軽減を拡充しました。

	平成 26 年度まで	平成 27 年度から
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	所得が次の金額以下の世帯
7 割軽減	所得額合計が 33 万円以下	所得額合計が 33 万円以下(改正なし)
5 割軽減	所得額合計が 33 万円 + 24 万 5,000 円 × (国保加入者数 + ※特定同一世帯所属者数)	所得額合計が 33 万円 + 26 万円 × (国保加入者数 + ※特定同一世帯所属者数)
2 割軽減	所得額合計が 33 万円 + 45 万円 × (国保加入者数 + ※特定同一世帯所属者数)	所得額合計が 33 万円 + 47 万円 × (国保加入者数 + ※特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者数とは…後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方。(世帯主の異動があった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります)

■国民健康保険税の減免について

災害などにより生活が著しく困難になった方、その他特別な事由がある方が、国民健康保険税を納めることが難しくなった場合、申請により国民健康保険税の減免を受けられる制度があります。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193 役場 1 階 窓口 1 番)

税務職員を募集

札幌国税局では、税務職員を募集しています。平成 27 年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

■試験の程度 高校卒業程度

■受験資格 高卒見込みの方および高卒後 3 年を経過していない方

■申込み受付

○インターネット 6 月 22 日(月)～7 月 1 日(水)

申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○郵送または持参

6 月 22 日(月)～6 月 24 日(水)(通信日付印有効)

■申込み先 (第 1 次試験地が道内)

人事院北海道事務局 (〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 ☎ 011-241-1248)

■試験日程

○第 1 次試験 (基礎能力・適正・作文試験)

9 月 6 日(日)

○第 2 次試験 (人物試験および身体検査)

10 月 14 日(水)～10 月 23 日(金)までのうち指定する 1 日

■合格発表 ○第 1 次 10 月 8 日(木)

○最 終 11 月 17 日(火)

■問合せ 札幌国税局人事第 2 課採用担当

(☎ 011-231-5011 内線 2315) または北見税務署総務課 (☎ 23-7151)

受給者証更新のお知らせ 重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・乳幼児等医療費

現在交付している各種医療費受給者証の有効期限は、平成 27 年 7 月末までとなっています。

8 月以降の受給者証は 7 月下旬に発送予定ですが、次の事項に該当する方は 6 月末までに届け出をしてください。

■転入された方

平成 27 年 1 月 2 日以降に訓子府町に転入された方は、前住所地の市区町村から生計維持者の「平成 27 年度所得課税証明書」を取り寄せて提出してください。

なお、非課税世帯(世帯全員が住民税非課税)として認定を受けるためには、世帯全員の所得課税証明書が必要です。

■健康保険に変更があった方

各種医療費助成の対象になっている方で、健康保険に変更があった場合は、速やかに届け出をしてください。

■生計維持者に変更があった方

■父子家庭の方も「ひとり親家庭等医療費助成」の対象となります

■問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター窓口 7 番)

医療機関での子宮がん・乳がん検診

今年度も、医療機関での子宮がん検診(頸部がん検診・体部がん検診)・乳がん検診を実施します。受診を希望される方は、自己負担金をご持参の上、お申し込みください。受診に必要な受診票をお渡します。

	検診の種類	対象者	自己負担額
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	今年度 20 歳以上となる女性	1,500 円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で、不正出血など症状のある方など	1,000 円 (病院で支払い)
乳がん検診	視触診	今年度 30 ～ 39 歳となる女性	1,000 円
	視触診・マンモグラフィ併用検診(一方向)	今年度 40 ～ 49 歳となる女性	3,000 円
	視触診・マンモグラフィ併用検診(二方向)	今年度 50 歳以上となる女性	2,500 円

※昨年度、乳がん検診(視触診・マンモグラフィ併用検診)を受診された方は対象外となります。

がん検診推進事業(大腸がん検診無料クーポン)を実施します

平成 27 年 4 月 20 日時点で訓子府町に居住している対象年齢の方(右の表参照)に、検診手帳と大腸がん検診を無料で受けられる無料クーポン券を送付しています。4 月 20 日以降に転入された方は、福祉保健課健康増進係までご連絡ください。無料クーポンなどをお渡しします。

年 齢	生年月日
40 歳	昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日生
45 歳	昭和 44 年 4 月 2 日～昭和 45 年 4 月 1 日生
50 歳	昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日生
55 歳	昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日生
60 歳	昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生

■問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)